

改正案	現行
<p>（事業の譲渡の認可の申請）            第五条の二の二（略）</p> <p>2 信用協同組合等が、法第五十七条の三第三項の規定による事業の全部の譲渡の認可を受けようとするときは、様式第十三の二による認可申請書に前項各号（第四号を除く。）の書類のほか、次の書類を提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）第三十五条の規定により読み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における信用協同組合等にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業の全部の譲渡をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面</p> <p>（営業等の譲受けの認可の申請）            第五条の二の三 信用協同組合等は、法第五十七条の三第三項の規定</p>	<p>（事業の譲渡の認可の申請）            第五条の二の二（略）</p> <p>2 信用協同組合等が、法第五十七条の三第三項の規定による事業の全部の譲渡の認可を受けようとするときは、様式第十三の二による認可申請書に前項各号（第四号を除く。）の書類のほか、次の書類を提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）第五十八条の規定により読み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における信用協同組合等にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業の全部の譲渡をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面</p> <p>（営業等の譲受けの認可の申請）            第五条の二の三 信用協同組合等は、法第五十七条の三第三項の規定</p>

による営業の一部又は事業の譲受けの認可を受けようとするときは、様式第十三の三又は第十三の四による認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 (略)

二 営業の一部又は事業の譲受けを議決した総会又は総代会の議事録(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第二十五条第一項の規定により法第五十七条の三第二項の総会の議決を経ないで営業の一部又は事業の譲受けを行う場合における信用協同組合等にあつては、理事会の議事録、最終の貸借対照表及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第二十五条第三項の規定により反対の意思を通知した組合員があるときは、その組合員の数を証する書面)又はその謄本

三 (略)

四 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十五条の規定により読み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載したした場合における信用協同組合等にあつては、これらの公告)又は銀行法第三十五条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は営業の一部又は事業の譲受けをしてもその者を害するおそれがないことを証す

による営業の一部又は事業の譲受けの認可を受けようとするときは、様式第十三の三又は第十三の四による認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 (略)

二 営業の一部又は事業の譲受けを議決した総会又は総代会の議事録(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第四十八条第一項の規定により法第五十七条の三第二項の総会の議決を経ないで営業の一部又は事業の譲受けを行う場合における信用協同組合等にあつては、理事会の議事録、最終の貸借対照表及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第四十八条第三項の規定により反対の意思を通知した組合員があるときは、その組合員の数を証する書面)又はその謄本

三 (略)

四 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五十八条の規定により読み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載したした場合における信用協同組合等にあつては、これらの公告)又は銀行法第三十五条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は営業の一部又は事業の譲受けをしてもその者を害するおそれがないことを証す

る書面

五 (略)

(組合の合併の認可の申請)

第七条 法第六十三条第三項の規定により組合の合併の認可を申請しようとする者は、様式第十五又は様式第十六による申請書一通に、それぞれ次の書類を添えて提出しなければならない。

一〜五 (略)

六 合併の当事者たる組合が合併に関する事項につき議決した総会又は総代会の議事録(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十七条第一項の規定により法第六十三条第一項の総会の議決を経ないで合併を行う場合における合併後存続する信用協同組合等にあつては、理事会の議事録)又はその謄本

七〜九 (略)

十 合併の当事者たる組合が法第六十三条第二項において準用する法第五十六条第二項の規定による公告及び催告(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十二条の規定により読み替えて適用される法第五十六条第二項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における信用協同組合等にあつては、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があつたときは、法第五十七条第二項の規定による弁済若しくは担保の提供若しくは財産の信託をした

る書面

五 (略)

(組合の合併の認可の申請)

第七条 法第六十三条第三項の規定により組合の合併の認可を申請しようとする者は、様式第十五又は様式第十六による申請書一通に、それぞれ次の書類を添えて提出しなければならない。

一〜五 (略)

六 合併の当事者たる組合が合併に関する事項につき議決した総会又は総代会の議事録(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十九条第一項の規定により法第六十三条第一項の総会の議決を経ないで合併を行う場合における合併後存続する信用協同組合等にあつては、理事会の議事録)又はその謄本

七〜九 (略)

十 合併の当事者たる組合が法第六十三条第二項において準用する法第五十六条第二項の規定による公告及び催告(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五十五条の規定により読み替えて適用される法第五十六条第二項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における信用協同組合等にあつては、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があつたときは、法第五十七条第二項の規定による弁済若しくは担保の提供若しくは財産の信託をした

こと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

十一 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十七条第一項の規定により法第六十三条第一項の総会の議決を経ないで合併を行う場合における合併後存続する信用協同組合等にあつては、最終の貸借対照表、合併後存続する信用協同組合等及び合併により消滅する信用協同組合等の合併契約書の作成の日における総組合員の数を証する書面並びに金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十七条第五項の規定により反対の意思を通じた組合員があるときは、その組合員の数を証する書面

2  
4 (略)

こと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

十一 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十九条第一項の規定により法第六十三条第一項の総会の議決を経ないで合併を行う場合における合併後存続する信用協同組合等にあつては、最終の貸借対照表、合併後存続する信用協同組合等及び合併により消滅する信用協同組合等の合併契約書の作成の日における総組合員の数を証する書面並びに金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十九条第五項の規定により反対の意思を通知した組合員があるときは、その組合員の数を証する書面

2  
4 (略)

改正案	現行
<p>（合併認可申請書の添付書類）</p> <p>第一条 金融機関の合併及び転換に関する法律施行令（昭和四十三年政令第四百十三号。以下「令」という。）第二条に規定する内閣府令で定める書類は、合併の場合にあつては、次に掲げる書類とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第八条第二項に規定する合併総会（法第七条第四項に規定する特定株主総会を含む。）の議事録（商法の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては当該場合に該当することを証する書面、法第七条第二項において準用する商法第四百十三条ノ三第一項又は金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）第十九条第一項の規定により法第七条第一項の承認を得ないで合併を行う場合における存続金融機関にあつては取締役会又は理事会の議事録（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社において、同法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づき執行役の決定があつたときは、当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面））</p>	<p>（合併認可申請書の添付書類）</p> <p>第一条 金融機関の合併及び転換に関する法律施行令（昭和四十三年政令第四百十三号。以下「令」という。）第二条に規定する内閣府令で定める書類は、合併の場合にあつては、次に掲げる書類とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第八条第二項に規定する合併総会（法第七条第四項に規定する特定株主総会を含む。）の議事録（商法の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては当該場合に該当することを証する書面、法第七条第二項において準用する商法第四百十三条ノ三第一項又は金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）第四十一条第一項の規定により法第七条第一項の承認を得ないで合併を行う場合における存続金融機関にあつては取締役会又は理事会の議事録（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社において、同法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づき執行役の決定があつたときは、当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面））</p>

三十四 (略)

十五 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十九条  
第一項の規定により法第七条第一項の承認を得ないで合併を行う  
場合における存続金融機関にあつては、存続金融機関及び消滅金  
融機関の合併契約書の作成の日における総会員（労働金庫にあつ  
ては、労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員を除く。）又  
は総組合員の数を証する書面及び金融機関等の組織再編成の促進  
に関する特別措置法第十九条第五項の規定により反対の意思を通  
知した会員又は組合員があるときは、その会員又は組合員の数を  
証する書面

十六 (略)

三十四 (略)

十五 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第四十一  
条第一項の規定により法第七条第一項の承認を得ないで合併を行  
う場合における存続金融機関にあつては、存続金融機関及び消滅  
金融機関の合併契約書の作成の日における総会員（労働金庫にあ  
つては、労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員を除く。）  
又は総組合員の数を証する書面及び金融機関等の組織再編成の促  
進に関する特別措置法第四十一条第五項の規定により反対の意思  
を通知した会員又は組合員があるときは、その会員又は組合員の  
数を証する書面

十六 (略)

改正案	現行
<p>（営業譲渡等の認可の申請）</p> <p>第二十三条 銀行は、法第三十条第三項の規定による営業の譲渡若しくは譲受け又は同条第四項の規定による事業の譲受け（以下この条において「営業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 法第三十四条第一項の規定による公告及び催告（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十九号）第三十五条の規定により読み替えて適用される法第三十四条第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における銀行にあつては、これらの公告）又は法第三十五条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は営業譲渡等をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面</p> <p>六～十二 （略）</p> <p>（国等が保有する議決権とみなされる議決権）</p>	<p>（営業譲渡等の認可の申請）</p> <p>第二十三条 銀行は、法第三十条第三項の規定による営業の譲渡若しくは譲受け又は同条第四項の規定による事業の譲受け（以下この条において「営業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 法第三十四条第一項の規定による公告及び催告（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十九号）第五十八条の規定により読み替えて適用される法第三十四条第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における銀行にあつては、これらの公告）又は法第三十五条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は営業譲渡等をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面</p> <p>六～十二 （略）</p> <p>（国等が保有する議決権とみなされる議決権）</p>

第三十四条の三 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める議決権の保有について、令第十五条の法人とみなす。

一 預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行 同法附則第二十二條第一項に規定する協定に基づく譲受け等に係る株式に係る議決権、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百十三号。以下「金融機能早期健全化緊急措置法」という。）第四条第二項に規定する株式等の発行等に係る株式に係る議決権、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三百二十二号）附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第五号）第四条第一項第一号に規定する優先株式等の発行等に係る株式に係る議決権及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第九号）第三十五條第二項第六号に規定する取得株式等である株式に係る議決権

二 丁三（略）

第三十四条の三 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める議決権の保有について、令第十五条の法人とみなす。

一 預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行 同法附則第二十二條第一項に規定する協定に基づく譲受け等に係る株式に係る議決権、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百十三号。以下「金融機能早期健全化緊急措置法」という。）第四条第二項に規定する株式等の発行等に係る株式に係る議決権、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三百二十二号）附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第五号）第四条第一項第一号に規定する優先株式等の発行等に係る株式に係る議決権及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十八條第一項に規定する協定に基づく引受け等に係る同法第二条第四項に規定する優先株式に係る議決権

二 丁三（略）



改正案	現行
<p>（国等が保有する議決権とみなされる議決権）</p> <p>第五条の二の二 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める議決権の保有について、銀行法施行令第十五条の法人とみなす。</p> <p>一 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行 同法附則第二十二條第一項に規定する協定に基づく譲受け等に係る株式に係る議決権、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百四十三号。以下「金融機能早期健全化緊急措置法」という。）第四条第二項に規定する株式等の発行等に係る株式に係る議決権、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三百三十二号）附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第五号）第四条第一項第一号に規定する優先株式等の発行等に係る株式に係る議決権及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第 号）第三十五條第二項第六号に規定する取得株式等である株式に係る議決権</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（国等が保有する議決権とみなされる議決権）</p> <p>第五条の二の二 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める議決権の保有について、銀行法施行令第十五条の法人とみなす。</p> <p>一 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行 同法附則第二十二條第一項に規定する協定に基づく譲受け等に係る株式に係る議決権、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百四十三号。以下「金融機能早期健全化緊急措置法」という。）第四条第二項に規定する株式等の発行等に係る株式に係る議決権、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三百三十二号）附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第五号）第四条第一項第一号に規定する優先株式等の発行等に係る株式に係る議決権及び金融機能等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）第十八條第一項に規定する協定に基づく引受け等に係る同法第二条第四項に規定する優先株式に係る議決権</p> <p>二・三（略）</p>

(営業譲渡等の認可の申請)

第二十二條 長期信用銀行は、銀行法第三十條第三項の規定による營業の譲渡若しくは譲受け又は同條第四項の規定による事業の譲受け(以下この條において「營業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 銀行法第三十四條第一項の規定による公告及び催告(金融機關等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十五條の規定により読み替えて適用される銀行法第三十四條第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載したした場合における長期信用銀行にあつては、これらの公告)又は銀行法第三十五條第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は營業譲渡等をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

六～十二 (略)

(営業譲渡等の認可の申請)

第二十二條 長期信用銀行は、銀行法第三十條第三項の規定による營業の譲渡若しくは譲受け又は同條第四項の規定による事業の譲受け(以下この條において「營業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 銀行法第三十四條第一項の規定による公告及び催告(金融機關等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五十八條の規定により読み替えて適用される銀行法第三十四條第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載したした場合における長期信用銀行にあつては、これらの公告)又は銀行法第三十五條第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は營業譲渡等をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

六～十二 (略)

改正案	現行
<p>（合併の認可の申請等）</p> <p>第十一条 金庫は、法第五十八条第三項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 総会の議事録（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）<u>第十六条第一項</u>の規定により法第五十八条第一項の総会の議決を経ないで合併を行う場合における合併後存続する金庫にあつては、理事会の議事録）</p> <p>三・四（略）</p> <p>五 法第五十八条第五項において準用する法第五十一条第二項の規定による公告及び催告（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法<u>第三十一条</u>の規定により読み替えて適用される法第五十一条第二項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における金庫にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面</p>	<p>（合併の認可の申請等）</p> <p>第十一条 金庫は、法第五十八条第三項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 総会の議事録（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）<u>第三十八条第一項</u>の規定により法第五十八条第一項の総会の議決を経ないで合併を行う場合における合併後存続する金庫にあつては、理事会の議事録）</p> <p>三・四（略）</p> <p>五 法第五十八条第五項において準用する法第五十一条第二項の規定による公告及び催告（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法<u>第五十四条</u>の規定により読み替えて適用される法第五十一条第二項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における金庫にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面</p>

六〇十一 (略)

十二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十六条  
第一項の規定により、法第五十八条第一項の総会の議決を経ないで合併を行う場合における合併後存続する金庫にあつては、最終の貸借対照表、合併後存続する金庫及び合併により消滅する金庫の合併契約書の作成の日における総会員の数を証する書面並びに金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十六条第五項の規定により反対の意思を通知した会員があるときは、その会員の数を証する書面

2 (略)

(事業の譲渡の認可の申請等)

第十二条 金庫は、法第五十八条第三項の規定による事業の一部の譲渡の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (三) (略)

四 銀行法第三十五条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業の一部の譲渡をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面」と、同条第二項第三号中「の状況を記載した書類」を「(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十五条の規定により読

六〇十一 (略)

十二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十八条  
第一項の規定により、法第五十八条第一項の総会の議決を経ないで合併を行う場合における合併後存続する金庫にあつては、最終の貸借対照表、合併後存続する金庫及び合併により消滅する金庫の合併契約書の作成の日における総会員の数を証する書面並びに金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十八条第五項の規定により反対の意思を通知した会員があるときは、その会員の数を証する書面

2 (略)

(事業の譲渡の認可の申請等)

第十二条 金庫は、法第五十八条第三項の規定による事業の一部の譲渡の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (三) (略)

四 銀行法第三十五条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業の一部の譲渡をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面」と、同条第二項第三号中「の状況を記載した書類」を「(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五十八条の規定により読

<p>み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における金庫にあつては、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業の全部の譲渡をしてその者を害するおそれがないことを証する書面</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十五条の規定により読み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における金庫にあつては、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業の全部の譲渡をしてその者を害するおそれがないことを証する書面</p> <p>3 (略)</p> <p>(営業等の譲受けの認可の申請等)</p> <p>第十三条 金庫は、法第五十八条第三項の規定による営業又は事業の譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p>	<p>み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における金庫にあつては、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業の全部の譲渡をしてその者を害するおそれがないことを証する書面</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五十八条の規定により読み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における金庫にあつては、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業の全部の譲渡をしてその者を害するおそれがないことを証する書面</p> <p>3 (略)</p> <p>(営業等の譲受けの認可の申請等)</p> <p>第十三条 金庫は、法第五十八条第三項の規定による営業又は事業の譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p>
<p>み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における金庫にあつては、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業の全部の譲渡をしてその者を害するおそれがないことを証する書面</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十五条の規定により読み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における金庫にあつては、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業の全部の譲渡をしてその者を害するおそれがないことを証する書面</p> <p>3 (略)</p> <p>(営業等の譲受けの認可の申請等)</p> <p>第十三条 金庫は、法第五十八条第三項の規定による営業又は事業の譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p>	<p>み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における金庫にあつては、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業の全部の譲渡をしてその者を害するおそれがないことを証する書面</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五十八条の規定により読み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における金庫にあつては、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業の全部の譲渡をしてその者を害するおそれがないことを証する書面</p> <p>3 (略)</p> <p>(営業等の譲受けの認可の申請等)</p> <p>第十三条 金庫は、法第五十八条第三項の規定による営業又は事業の譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p>

<p>一 (略)</p> <p>二 総会の議事録(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第二十四条第一項の規定により法第五十八条第二項の総会の議決を経ないで営業又は事業の譲受けを行う場合における金庫にあつては、理事会の議事録、最終の貸借対照表及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第二十四条第三項の規定により反対の意思を通知した会員があるときはその会員の数を証する書面)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十五条の規定により読み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載したした場合における金庫にあつては、これらの公告)又は銀行法第三十五条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は営業又は事業の譲受けをしてもその者を害するおそれがないことを証する書面</p> <p>五、八 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 総会の議事録(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第四十七条第一項の規定により法第五十八条第二項の総会の議決を経ないで営業又は事業の譲受けを行う場合における金庫にあつては、理事会の議事録、最終の貸借対照表及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第四十七条第三項の規定により反対の意思を通知した会員があるときはその会員の数を証する書面)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五十八条の規定により読み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載したした場合における金庫にあつては、これらの公告)又は銀行法第三十五条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は営業又は事業の譲受けをしてもその者を害するおそれがないことを証する書面</p> <p>五、八 (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

改正案	現行
<p>（保有の制限から除かれる株式）</p> <p>第二条 法第三条第一項に規定する主務省令で定める保有の制限から除かれる株式は、次に掲げる株式とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第 号）第三十五条第二項第六号に規定する取得株式等（次条において「取得株式等」という。）である株式（協定銀行が保有するものに限る。）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>（株式に準ずるもの）</p> <p>第三条 法第三条第一項に定める株式に準ずるものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 証券取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資（協定譲受け等若しくは株式等の発行等に係るもの）（協定銀行が保有するものに限る。）、資産買取りの委託に係るもの（協定債権回収会</p>	<p>（保有の制限から除かれる株式）</p> <p>第二条 法第三条第一項に規定する主務省令で定める保有の制限から除かれる株式は、次に掲げる株式とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）第三条に規定する経営基盤強化計画（同条又は同法第七条第一項に規定する認定を受けたものに限る。）に基づく同法第六条第一項に規定する優先株式等の引受け等（次条において「優先株式等の引受け等」という。）に係る優先株式（協定銀行が保有するものに限る。）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>（株式に準ずるもの）</p> <p>第三条 法第三条第一項に定める株式に準ずるものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 証券取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資（協定譲受け等若しくは株式等の発行等に係るもの）（協定銀行が保有するものに限る。）、資産買取りの委託に係るもの（協定債権回収会</p>

<p>社が保有するものに限る。(又は取得株式等に係るもの(協定銀行が保有するものに限る。))を除く。(</p> <p>二 (略)</p>	<p>社が保有するものに限る。(又は優先株式等の引受け等に係るもの(協定銀行が保有するものに限る。))を除く。(</p> <p>二 (略)</p>
--	---



改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「銀行」、「長期信用銀行」、「銀行持株会社」、「長期信用銀行持株会社」、「組織再編成」、「経営基盤強化計画」又は「信用金庫等」とは、それぞれ金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項第一号、第二号、第十三号、第十四号若しくは第二項第一号、第三条又は第十二条第一項に規定する銀行、長期信用銀行、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、組織再編成、経営基盤強化計画又は信用金庫等をいう。</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次の各号に掲げる書類をそれぞれ</p> <p>第三条（略）</p> <p>(経営基盤強化計画の認定の申請及び認定)</p> <p>第三条（略）</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「銀行」、「長期信用銀行」、「銀行持株会社」、「長期信用銀行持株会社」、「組織再編成」、「組織再編成金融機関等」、「劣後特約付社債」、「優先出資」、「劣後特約付金銭消費貸借」、「経営基盤強化計画」、「優先株式等の引受け等」、「信用金庫等」、「信託受益権等」、「信託受益権等に係る協同組織金融機関」、「経営基盤強化指導計画」又は「信用協同組合等」とは、それぞれ金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項第一号、第二号、第十三号、第十四号、第二項第一号、第三項、第四項若しくは第五項、第三条、第六条第一項、第十五条第一項、第十八条第二項第三号、第二十一条第二項又は第三十九条第一項に規定する銀行、長期信用銀行、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、組織再編成、組織再編成金融機関等、劣後特約付社債、優先出資、劣後特約付金銭消費貸借、経営基盤強化計画、優先株式等の引受け等、信用金庫等、信託受益権等、信託受益権等に係る協同組織金融機関、経営基盤強化指導計画又は信用協同組合等をいう。</p> <p>(経営基盤強化計画の認定の申請及び認定)</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次の各号に掲げる書類をそれぞれ</p>

添付するものとする。

一〇六 (略)

(削る)

七 (略)

3 内閣総理大臣は、経営基盤強化計画の提出を受けた場合において、速やかに法第五条に照らしてその内容を審査し、当該経営基盤強化計画の認定をするときは、当該提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に記名押印し、これを認定書として申請者たる金融機関等に交付するものとする。

4 (略)

(経営基盤強化計画の記載事項)

第四条 法第四条第六号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一、二 (略)

(削る)

添付するものとする。

一〇六 (略)

七 経営基盤強化計画が優先株式等の引受け等を含むものである場合にあっては、当該優先株式等の引受け等に係る組織再編成金融機関等の自己資本比率(第五条第一項各号に掲げる金融機関等の種類に応じ、当該各号に定める区分の基準となる自己資本比率をいう。次条第一号において同じ。)の見込みを記載した書類

八 (略)

3 内閣総理大臣は、経営基盤強化計画の提出(第十四条第一項に規定する予備審査に係るものを除く。第七条第五項において同じ。)を受けた場合において、速やかに法第五条に照らしてその内容を審査し、当該経営基盤強化計画の認定をするときは、当該提出を受けた日から原則として一月以内(当該経営基盤強化計画を提出する金融機関等が優先株式等の引受け等を求める場合にあつては、一月以内)に、当該認定に係る申請書の正本に記名押印し、これを認定書として申請者たる金融機関等に交付するものとする。

4 (略)

(経営基盤強化計画の記載事項)

第四条 法第四条第六号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一、二 (略)

三 経営基盤強化計画を提出する金融機関等が信用金庫等又は信用

三 経営基盤強化計画に係る組織再編成の後において存続する金融機関等又は当該組織再編成により新たに設立される金融機関等が信用金庫等又は労働金庫である場合にあっては、法第十二条第一項、第四項若しくは第六項又は第十三条第一項、第四項若しくは第六項の規定により消却することができる持分に関する事項

四 (略)

(削る)

(認定を受けた経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請及び認定)

協同組合等である場合にあっては、当該経営基盤強化計画の実施期間中の優先出資の発行の見込み(法第十四条第一項に規定する優先出資の発行の特例の適用を受けようとする場合に限る。)

四 経営基盤強化計画を提出する金融機関等が信用金庫等である場合にあっては、法第十五条第一項、第四項又は第六項の規定により消却することができる持分に関する事項

五 (略)

(優先株式等の引受け等を求める場合の経営基盤強化計画の記載事項)

第六条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 優先株式等の引受け等を求める理由
- 二 優先株式等の引受け等を求める額の算定根拠
- 三 優先株式等の引受け等に係る組織再編成金融機関等が銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社である場合にあっては、劣後特約付社債の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借契約による貸付けその他の方法によりその子会社の財務内容の健全性を確保するための方策

(認定を受けた経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第六条 認定経営基盤強化計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、  
法第六条第一項の変更の認定を要しないものとする。

2 法第六条第一項の規定に基づき経営基盤強化計画の変更の認定を受けようとする金融機関等は、様式第三による申請書一通及びその写し一通を、内閣総理大臣に提出するものとする。

3 前項の申請書及びその写しには、認定経営基盤強化計画の写しその他法第六条第一項に規定する認定をするため参考となるべき事項を記載した書類をそれぞれ添付するものとする。

4 (略)

5 内閣総理大臣は、第二項の変更の申請に係る経営基盤強化計画の提出を受けた場合において、速やかに法第六条第二項に照らしてその内容を審査し、当該経営基盤強化計画の変更の認定をするときは、当該提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に記名押印し、これを認定書として申請者たる金融機関等に交付するものとする。

6 (略)

(認定経営基盤強化計画の公表)

第七条 (略)

2 金融庁長官は、法第六条第一項の変更の認定があったときは、様式第六により、当該認定の日付、当該認定を受けた金融機関等の名称及び当該認定に係る経営基盤強化計画の内容を公表するものとする。

第七条 認定経営基盤強化計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、  
法第七条第一項の変更の認定を要しないものとする。

2 法第七条第一項の規定に基づき経営基盤強化計画の変更の認定を受けようとする金融機関等は、様式第三による申請書一通及びその写し一通を、内閣総理大臣に提出するものとする。

3 前項の申請書及びその写しには、認定経営基盤強化計画の写しその他法第七条第一項に規定する認定をするため参考となるべき事項を記載した書類をそれぞれ添付するものとする。

4 (略)

5 内閣総理大臣は、第二項の変更の申請に係る経営基盤強化計画の提出を受けた場合において、速やかに法第七条第三項に照らしてその内容を審査し、当該経営基盤強化計画の変更の認定をするときは、当該提出を受けた日から原則として一月以内(当該経営基盤強化計画が優先株式等の引受け等を含む場合にあっては、二月以内)に、当該変更の認定に係る申請書の正本に記名押印し、これを認定書として申請者たる金融機関等に交付するものとする。

6 (略)

(認定経営基盤強化計画の公表)

第八条 (略)

2 金融庁長官は、法第七条第一項の変更の認定があったときは、様式第六により、当該認定の日付、当該認定を受けた金融機関等の名称及び当該認定に係る経営基盤強化計画の内容を公表するものとする。

(認定経営基盤強化計画の履行状況の報告)

第八条 法第八条第一項の規定に基づき認定経営基盤強化計画の履行状況の報告を行う金融機関等は、当該認定経営基盤強化計画の実施期間の各営業年度又は事業年度における履行状況について、原則として当該各営業年度又は事業年度終了後三月以内に、金融庁長官に様式第七により報告しなければならない。

2 法第八条第一項の規定に基づき認定経営基盤強化計画の履行状況の報告を行う金融機関等が銀行、長期信用銀行、銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社である場合にあつては、当該認定経営基盤強化計画の実施期間の各営業年度開始の日から当該営業年度の九月三十日までの間の履行状況について、原則として当該期間経過後三月以内に、金融庁長官に前項に規定する様式により報告しなければならない。

3 法第八条第二項において準用する法第七条の規定に基づき金融庁長官が前二項の規定による認定経営基盤強化計画の履行状況の報告を公表する場合には、様式第八により公表するものとする。

(削る)

(認定経営基盤強化計画の履行状況の報告)

第九条 法第九条第一項の規定に基づき認定経営基盤強化計画の履行状況の報告を行う金融機関等は、当該認定経営基盤強化計画の実施期間の各営業年度又は事業年度における履行状況について、原則として当該各営業年度又は事業年度終了後三月以内に、金融庁長官に様式第七により報告しなければならない。

2 法第九条第一項の規定に基づき認定経営基盤強化計画の履行状況の報告を行う金融機関等が銀行、長期信用銀行、銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社である場合にあつては、当該認定経営基盤強化計画の実施期間の各営業年度開始の日から当該営業年度の九月三十日までの間の履行状況について、原則として当該期間経過後三月以内に、金融庁長官に前項に規定する様式により報告しなければならない。

3 法第九条第二項において準用する法第八条の規定に基づき金融庁長官が前二項の規定による認定経営基盤強化計画の履行状況の報告を公表する場合には、様式第八により公表するものとする。

(経営計画の提出、記載事項、公表及び履行状況の報告)

第十条 法第十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき経営計画を金融庁長官に提出する金融機関等は、様式第九により提出するものとする。

2 法第十一条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 1 協定銀行が協定の定めにより取得した優先株式等又は貸付債権の額及び内容
- 2 経営計画を提出する金融機関等が銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社である場合にあっては、劣後特約付社債の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借契約による貸付けその他の方法によりその子会社の財務内容の健全性を確保するための方策
- 3 法第十一条第四項において準用する法第八条の規定に基づき、経営計画の提出を受けた金融庁長官は、様式第十により、当該経営計画の内容を公表するものとする。
- 4 法第十一条第四項において準用する法第九条第一項の規定に基づき経営計画の履行状況の報告を行う金融機関等は、当該経営計画の期間の各営業年度又は事業年度における履行状況について、原則として当該各営業年度又は事業年度終了後三月以内に、金融庁長官に様式第十一により報告しなければならない。
- 5 法第十一条第四項において準用する法第九条第一項の規定に基づき経営計画の履行状況の報告を行う金融機関等が銀行、長期信用銀行、銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社である場合にあっては、原則として当該経営計画の期間の各営業年度開始の日から当該営業年度の九月三十日までの間の履行状況について当該期間経過後三月以内に、金融庁長官に前項に規定する様式により報告しなければならない。
- 6 法第十一条第四項において準用する法第九条第二項において準用する法第八条の規定に基づき金融庁長官が前二項の規定による経営

(削る)

計画の履行状況の報告を公表する場合には、様式第十二により公表するものとする。

(経営基盤強化指導計画の提出、記載事項及び公表)

第十一条 法第二十一条第二項の規定に基づき経営基盤強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関(法第二条第七項第一号及び第二号に規定する協同組織中央金融機関をいう。以下同じ。)は、様式第十三による計画一通及びその写し一通を、内閣総理大臣に提出するものとする。

2 前項の計画及びその写しには、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 法第十七条第一項に規定する協同組織中央金融機関の指導に基づき当該協同組織中央金融機関の会員である協同組織金融機関(法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に規定する金融機関等)(協同組織中央金融機関を除く。)をいう。以下同じ。)が実施する経営基盤強化のために当該協同組織中央金融機関が行った優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの状況を記載した書類

二 信託受益権等に係る協同組織金融機関の従業員の地位が不当に害されるものではないことを証する書類

三 信託受益権等の買取りの決定に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 法第二十一条第三項第三号に規定する主務省令で定める事項は、次

に掲げるものとする。

- 一 信託受益権等の買取りを求める理由
- 二 買取りを求める信託受益権等の額及び内容
- 三 信託受益権等の買取りを求める額の算定根拠
- 四 買取りに係る経営基盤強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関が保有する信託受益権等の額及び内容
- 五 信託受益権等に係る協同組織金融機関の組織再編成が他の協同組織金融機関への事業の一部の譲渡又は他の協同組織金融機関からの事業の一部の譲受けであった場合にあっては、当該他の協同組織金融機関が第五条第一項に規定する健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当していた旨及びその根拠となる第五条第五項に規定する単体自己資本比率（当該他の協同組織金融機関が信用金庫法第八十九条第一項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に規定する子会社等を有する場合にあっては、当該単体自己資本比率及び第五条第六項に規定する連結自己資本比率）
- 4 内閣総理大臣は、経営基盤強化指導計画の提出を受けた場合において、速やかに法第二十一条第四項に照らしてその内容を審査し、当該提出を受けた日から原則として二月以内に信託受益権等の買取りを行うかどうかの決定を行うものとする。
- 5 金融庁長官は、法第二十一条第四項の信託受益権等の買取りの決定があつたときは、様式第十四により、当該決定の日付、当該買取りに係る協同組織中央金融機関の名称及び当該買取りに係る経営基盤強化



化指導計画の内容を公表するものとする。

( 経営基盤強化指導計画の履行状況の報告及び公表 )

第十二条 法第二十三条第一項の規定に基づき経営基盤強化指導計画の履行状況の報告を行う協同組織中央金融機関は、当該経営基盤強化指導計画の実施期間の各事業年度における履行状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、金融庁長官に様式第十五により報告しなければならない。

2| 法第二十三条第二項において準用する法第二十一条の規定に基づき金融庁長官が経営基盤強化指導計画の履行状況の報告を公表する場合には、様式第十六により公表するものとする。

( 経営指導計画の提出、記載事項、公表及び履行状況の報告 )

第十三条 法第二十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(の規定に基づき)経営指導計画を金融庁長官に提出する協同組織中央金融機関は、様式第十七により提出するものとする。

2| 法第二十五条第二項第三号に規定する主務省令で定める事項は、協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等の額及び内容のほか、経営指導計画を提出する協同組織中央金融機関が保有する信託受益権等の額及び内容とする。

3| 法第二十五条第四項において準用する法第二十一条の規定に基づき、経営指導計画の提出を受けた金融庁長官は、様式第十八により、当該経営計画の内容を公表するものとする。

( 削る )

( 削る )

4 法第二十五条第四項において準用する法第二十三条第一項の規定に基づき経営指導計画の履行状況の報告を行う協同組織中央金融機関は、当該経営指導計画の期間の各事業年度における履行状況について、原則として当該各事業年度終了後三月以内に、金融庁長官に様式第十九により報告しなければならない。

5 法第二十五条第四項において準用する法第二十三条第二項において準用する法第二十一条の規定に基づき金融庁長官が経営指導計画の履行状況の報告を公表する場合には、様式第二十により公表するものとする。

(予備審査等)

第九条 金融機関等は、法第三条又は法第六条第一項の規定による経営基盤強化計画の認定を受けようとするときは、当該認定の申請をする際に内閣総理大臣に提出すべき書類に準じた書類を内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

2 金融機関等は、法第三条又は法第六条第一項の規定による認定の申請をする際に申請書に添付すべき書類について、前項の規定による予備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、申請書にその旨を記載して、当該書類の添付を省略することができる。

(經由官庁)

第十条 (略)

2 金融機関等(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施

(予備審査等)

第十四条 金融機関等は、法第三条又は法第七条第一項の規定による経営基盤強化計画の認定を受けようとするときは、当該認定の申請をする際に内閣総理大臣に提出すべき書類に準じた書類を内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

2 金融機関等は、法第三条又は法第七条第一項の規定による認定の申請をする際に申請書に添付すべき書類について、前項の規定による予備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、申請書にその旨を記載して、当該書類の添付を省略することができる。

(經由官庁)

第十五条 (略)

2 金融機関等(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施

行令（平成十四年政令第三百九十四号）第十條に規定する金融庁長官の指定する金融機関等を除く。）は、この府令に規定する書類を金融庁長官に提出するときは、当該金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長又は出張所長とする。）を経由して提出しなければならない。

行令（平成十四年政令第三百九十四号）第十七條に規定する金融庁長官の指定する金融機関等を除く。）は、この府令に規定する書類を金融庁長官に提出するときは、当該金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長とする。）を経由して提出しなければならない。